

生地甲達第3号
平成29年3月14日
〔改正 平成31年2月15日〕
生地甲達第2号

各部、課、隊、所、校、署長 殿

福井県警察本部長

福井県警察山岳救助隊等の設置及び運用要綱の制定について

近年の登山ブームを受け、全国では、中高年者を中心に山岳遭難者が年々増加傾向にあるところ、本県においても、低山・高山を問わず、山岳遭難が発生している状況にある。

このような中、山岳地帯を管轄する警察署においては、山岳遭難の発生の都度、警察署山岳救助隊を編成し、その対応に当たっているところであるが、専門的な知識・技能を要する活動においては、殉職・受傷事故の危険性と相当な業務負担が散見されるところである。

よって、山岳遭難の発生に際して組織的に対応し、安全かつ的確に捜索救助活動を行うため、山岳に関する知識、経験、技能等を備えた警察官をもって、「福井県警察山岳救助隊」を組織し、警察署山岳救助隊の運用等を含めた「福井県警察山岳救助隊等の設置及び運用要綱」を別添のとおり制定することとしたので、効果的な運用を図られたい。

なお、本要綱については、平成29年4月1日から運用することとする。

別添

福井県警察山岳救助隊等の設置及び運用要綱

第1 目的

この要綱は、山岳遭難救助体制の整備及び確立を図り、山岳遭難が発生した場合、迅速かつ安全に捜索救助活動を実施するため、福井県警察山岳救助隊（以下「本部山岳救助隊」という。）及び警察署山岳救助隊（以下「署山岳救助隊」）の設置及び運用に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2 設置

本部の地域課（以下「本部地域課」という。）に本部山岳救助隊を置き、警察署地域課（以下「署地域課」という。）に署山岳救助隊を置く。

なお、署山岳救助隊は、編成した場合のみとする。

第3 任務

本部山岳救助隊及び署山岳救助隊（以下「山岳救助隊等」という。）は、次に掲げる任務を行うものとする。

- (1) 山岳遭難者の捜索、救助及び救護活動
- (2) 山岳遭難の防止に関する活動
- (3) 山岳関係機関、団体等との連絡及び調整
- (4) その他特務事項

第4 本部山岳救助隊の編成等

1 編成

本部山岳救助隊は、隊長、補佐及び隊員をもって組織する。

(1) 本部の地域課長

本部の地域課長（以下「本部地域課長」という。）は、本部山岳救助隊の活動等を効率的かつ安全に推進するため、関係する所属長と緊密な連携を図るものとする。

(2) 隊長

ア 隊長は、本部地域課の次席をもって充てる。

イ 隊長は、本部地域課長の指揮を受け、教養訓練や山岳遭難救助など必要に応じ、隊員を招集し、又は派遣し、その活動を統括する。

(3) 補佐

ア 補佐は、本部地域課の指導担当課長補佐をもって充てる。

イ 補佐は、隊長を補佐するとともに、発生した山岳遭難における捜索救助活動に当たっては、その責任者として隊員を統率する。

ウ 補佐は、山岳の登山道及び危険箇所の把握並びに装備資機材の整備充実を図るとともに、隊員の救助技能の向上に努めるものとする。

エ 補佐は、山岳救助隊の活動を適切かつ効率的に行うため、山岳関係機関、団体等との緊密な連絡及び協調に努めるものとする。

(4) 隊員

ア 隊員は、本部長が指定した警部補以下の階級にある警察官をもって充てる。

イ 隊員は、隊長及び補佐の命を受け、第3に掲げる活動に従事するものとする。

ウ 隊員は、平素から体力の錬成及び救助技術の修得に努めるとともに、捜索救助活動に当たっては、一致団結してその目的を達成できるよう、また、常に危険が

付随していることを認識し、登山行動の原則に従って活動するものとする。

エ 隊員は、装備資機材の正しい使用方法を修得するとともに、その特性等の研さんに努めるものとする。

2 隊員の推薦、指名、解任等

- (1) 各所属長は、自所属の警部補以下の階級にある警察官の中から、次の基準により、隊員としてふさわしい者がいる場合は、人事異動後速やかに、山岳救助隊員推薦書（別記様式第1号）により、本部地域課長を経由して、本部長に推薦するものとする。

〔選考基準〕

- ア 山岳遭難救助技術に卓越した技能等を有する者
- イ 訓練により、救助技術に関する知識技能を修得する能力の高い者
- ウ 身体強健で山岳救助活動に意欲のある者
- エ 県内の山岳事情に詳しい者

- (2) 隊員の指定及び任期

本部長は、(1)の推薦に基づき、隊員として適性を有すると認める場合は、山岳救助隊員指定書（別記様式第2号）により、隊員として指定するものとする。

なお、本部山岳救助隊員の任期は、指定後1年とする。

- (3) 隊員の解任等

ア 解任の上申

隊員の所属する所属長は、当該隊員が疾病その他の理由により、隊員としての活動ができないと認めるときは、山岳救助隊員解任上申書（別記様式第3号）により、本部地域課長を経由して、隊員の解任を上申するものとする。

イ 解任の通知

本部地域課長は、解任の決定があったときは、解任上申を行った所属長に通知するものとする。

- (4) 欠員時の対応

隊長は、(3)により、隊員の解任があったときは、(1)に定める要領により、補完措置を執るものとする。

第5 署山岳救助隊の編成等

1 編成

署山岳救助隊は、隊長、捜索救助班長及び隊員をもって組織し、隊長にあつては警察署長、捜索救助班長にあつては地域課長、隊員にあつては警部補以下の階級にある警察官により、編成するものとする。

なお、署山岳救助隊については、人事異動後速やかに、編成表を作成して本部地域課長に報告するものとする。

2 隊員の選任

隊員については、経験、体力、装備の取扱いに関する能力などを考慮して適格者を選任するものとする。

なお、隊員の中から、将来的に本部山岳救助隊員として推薦が見込まれる者（以下「指定候補者」という。）については、本部地域課長に報告するものとする。

第6 山岳遭難発生時の措置

1 警察署における対応

(1) 事案認知時の対応

ア 山岳遭難を認知した場合は、早期に事案概要を把握し、水難、山岳遭難その他の事故等に関する報告について（平成27年生地甲達第21号）に定める即報事案発生報告票（別記様式）により、本部地域課長を経由して即報するものとする。

イ 山岳遭難事案の対応は、原則として、発生警察署において、捜索救助活動を行うものとし、事案の発生地が隣接警察署又は隣接県警察の警察署との境界に及ぶ場合は、隣接警察署又は隣接県警察の警察署と情報共有を図るとともに、連携した捜索救助活動を行うものとする。

ウ 事案対応に当たっては、捜索・救助活動を適切かつ効率的に行うため、山岳関係機関、団体等との緊密な連絡及び協調に努めるものとする。

(2) 本部山岳救助隊の派遣要請

警察署長は、捜索救助活動において、署山岳救助隊での対応が困難と認めるときは、次の事項を明らかにして、山岳救助隊派遣要請書（別記様式第4号）により、本部地域課長を経由して派遣要請を行うものとする。

なお、事案対応の必要により、機動隊の援助要請を行う場合は、別に定める規定によるものとする。

ア 派遣要請の日時及び場所

イ 事案概要

ウ 遭難者数、人定、容態等

エ その他必要事項

2 本部山岳救助隊における対応

(1) 派遣指示

本部長は、警察署長から派遣要請を受け、本部山岳救助隊の派遣の必要があると認めるときは、隊長に派遣を命ずるものとする。

(2) 隊員の招集

派遣命令を受けた隊長は、山岳遭難の規模、態様等に応じて、所要の隊員を招集し、派遣要請の警察署に出動させるものとする。

(3) 事案指揮

派遣された隊員は、速やかに、派遣先の警察署長の指揮下に入り、任務を遂行するものとする。

(4) 出動報告

隊長は、隊員が出動したときは、随時、現場対応の状況について、派遣要請した警察署と情報共有を図り、本部地域課長を経由して、本部長に報告するものとする。

3 捜索救助現場での活動

捜索救助現場においては、本部山岳救助隊が、現場指揮を執るものとし、捜索範囲、遭難現場、気象状況、地理的条件等を十分検討した上で、捜索救助方法、救助要領等の方針を判断し、機動隊及び署山岳救助隊と連携した活動を行うものとする。

また、危険を伴う捜索救助現場においては、本部山岳救助隊及び機動隊による活動を行い、署山岳救助隊は、支援活動に当たるものとする。

4 捜索の打ち切り

警察署長は、捜索の長期化、気象の変化等により、捜索を打ち切る場合には、山岳関係機関、団体等及び遭難関係者の意見を考慮して、本部地域課長と協議の上、警察

署長の判断で決定するものとする。

5 事案対応の記録

山岳救助隊等による事案対応については、以降の事案対応に資するため、山岳救助隊出動記録簿（別記様式第5号）に取りまとめておくものとする。

第7 教養訓練等

1 訓練計画の策定

(1) 本部山岳救助隊の訓練計画

隊長は、本部山岳救助隊の教養訓練を四半期ごとに実施するものとし、訓練計画を策定する際には、本部地域課長及び隊員の所属する所属長と協議するものとする。

また、訓練計画は、署山岳救助隊及び機動隊との合同訓練も考慮したものを策定するとともに、指定候補者についても、積極的に訓練参加させるよう関係所属長と調整するものとする。

なお、策定した訓練計画については、山岳救助隊教養訓練計画書（年度）（別記様式第6号）により、本部地域課長を経由して報告するものとする。

(2) 署山岳救助隊の訓練計画

捜索救助班長は、署山岳救助隊員の捜索救助の技能向上を図るため、山岳遭難の発生状況及び時期を捉えた訓練計画を策定し、警察署長に報告するものとする。

2 訓練内容

本部山岳救助隊の隊長は、隊員の登山技術、救助技術等の向上を図るため、次の事項について、教養訓練を実施するものとする。

(1) 登山の基礎技術

ア 宿営技術

イ 登はん・行動技術（無積雪期、積雪期）

(2) 捜索救助技術

ア 捜索及び救出・救護技術

イ 搬送技術

(3) 航空機技術

ア 誘導及び搭乗技術

イ ホイスト救助技術

(4) その他山岳遭難救助活動に必要な技術

3 会議等の開催

山岳救助隊等の隊長は、山岳救助隊の運用、救助技術の向上、その他山岳遭難救助活動等に必要な事項を検討するため、隊員を招集して会議を開催するものとする。

第8 装備資機材等の整備

山岳救助隊等の隊長は、装備資機材等について、部隊装備及び個人装備に区別し、山岳救助装備資機材管理表（別記様式第7号）により管理して、常に点検・整備を行い、保管管理するものとする。

隊員は、貸与された装備資機材等を常に良好な状態でこれを管理し、有事に備えるものとする。

第9 山岳救助隊員名簿の備付け

山岳救助隊等の隊長は、山岳救助隊員名簿（別記様式第8号）を備え付け、隊員を管理するものとする。

第10 服装

山岳救助隊等の隊員の服装は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

第11 庶務

山岳救助隊等の庶務は、本部山岳救助隊にあつては本部地域課、署山岳救助隊にあつては署地域課において処理するものとする。

別表第1（第10関係）

本部山岳救助隊員の服制

品目	制式	形状
山岳救助隊服 (防寒用)	防水性、透湿性、通気性の機能を備えた素材を用いたもの ・ 上衣色（赤） ・ 下衣色（黒） ・ 上衣背面に福井県警察の文字入り	
山岳救助隊服 (防風用)	撥水性の機能を備えた素材を用いたもの ・ 上衣色（青） ・ 下衣色（黒） ・ 上衣右腕部に警察を識別できる文字入り	
山岳救助隊帽	・ キャップ型 ・ 色（紺） ・ 前面に警察を識別できる文字入り	
登山靴	防水性、透湿性、耐久性の機能を備えた革製靴 ・ 色（グレー）	
手袋 (救助用)	・ 牛革製（撥水加工） ・ 手の平補強のもの	
手袋 (防寒用)	防水性、透湿性の機能を備えたもの ・ 色（黒）	
スパッツ	防水性、透湿性の機能を備えたもの ・ 色（黒）	

別表第2（第10関係）

署山岳救助隊員の服制

品目	制式	形状
山岳救助隊服 (防寒用)	防水性、透湿性、通気性の機能を備えた素材を用いたもの ・ 上衣色（黄） ・ 下衣色（黒） ・ 上衣背面に福井県警察の文字入り	
山岳救助隊帽	・ キャップ型 ・ 色（紺） ・ 前面に警察を識別できる文字入り	
登山靴	防水性、透湿性、耐久性の機能を備えた革製靴 ・ 色（茶）	
手袋 (救助用)	・ 牛革製（撥水加工） ・ 手の平補強のもの	
手袋 (防寒用)	防水性、透湿性の機能を備えたもの ・ 色（黒）	
スパッツ	防水性、透湿性の機能を備えたもの ・ 色（黒）	

別記様式省略